

議員発案第 6 号

由利本荘市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正について

由利本荘市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例（平成 17 年由利本荘市条例第 40 号）の一部を改正する条例（案）を、地方自治法第 112 条及び由利本荘市議会会議規則第 14 条第 1 項の規定により、別紙のとおり提出します。

令和 3 年 11 月 30 日提出

由利本荘市議会議長 伊藤 順 男 様

提出者	由利本荘市議会議員	長 沼 久 利
-----	-----------	---------

賛成者	同 上	岡 見 善 人
-----	-----	---------

	同 上	三 浦 晃
--	-----	-------

	同 上	大 友 孝 徳
--	-----	---------

	同 上	佐々木 隆 一
--	-----	---------

	同 上	佐 藤 正 人
--	-----	---------

提案理由

期末手当の支給割合の改定を行うため、条例の一部を改正しようとするものである。

(別紙)

由利本荘市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（案）

由利本荘市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 由利本荘市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例（平成17年由利本荘市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の160」を「100分の150」に改める。

第2条 由利本荘市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の150」を「100分の155」に改める。

附 則

この条例は、令和3年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和4年4月1日から施行する。